

1 保険金などの請求方法

かんぽ生命／郵便局

お客さま

1 以下に該当した場合など ※①

	請求できる保険金	受取人
満期のとき	満期保険金	満期保険金受取人(=ご契約者)
被保険者が死亡したとき	死亡保険金または死亡返戻金	死亡保険金受取人
年金を受け取る時	年金	年金受取人(=被保険者)

2 「契約内容」を「保険証券」および「この冊子」で確認してください。

3 担当者、当社の支店、最寄りの郵便局、かんぽコールセンター
☎ **0120-552-950**
にご連絡ください ※②。

4 請求に当たり、必要な書類をご案内します。

○受取人本人が請求できない場合は、受取人本人以外の方に委任することで委任代理人が請求することができます。
この場合は、受取人本人が作成した委任状などの書類が必要となります。

お客さま

5 請求に必要な書類 ※③ をすべて用意の上、提出してください。

○保険金などの請求の際、ご契約者と保険金受取人のマイナンバーの提供をお願いすることがあります ※④。

6 提出書類の内容を確認します。

7 請求を受け付けた日の翌日からその日を含めて、5営業日以内に保険金などを支払います ※⑤。

○なお、保険金などを支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や事実の確認が必要な場合は180日以内に、保険金などを支払います。

お客さま

8 当社から発行する保険金の支払いのご案内などにより、支払内容を確認してください。

※① 保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があるとと思われる場合や、不明な点が生じた場合などについてもご連絡ください。

※② 被保険者のプライバシーに関することも伺いますので、保険金などの受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

※③ 約款・Web参照
普通保険約款の「別表(必要書類)」や「当社Webサイト」もご参照ください。

※④ しおり・Web参照
「マイナンバー(個人番号)の取り扱い」(40ページ)や「当社Webサイト」もご参照ください。

〈当社WebサイトURL〉
<https://www.jp-life.japanpost.jp/>

※⑤ 約款参照
財形積立約款「第36条」、財形住宅約款「第40条」、財形終身年金約款「第35条」

お気軽に
ご相談ください



●契約内容の確認のお願い

○お客さまの契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。

- 被保険者が複数の契約に加入していませんか？
- 当社の定める「重度障がいの状態」に該当していませんか？
(例えば、病気やケガにより、両目が見えなくなった場合や、寝たきりになった場合)

●保険金などの請求権の期限※①

○保険金などを請求する権利は、保険金の支払事由や、返戻金その他諸支払金の支払事由が生じた時から「5年間」を過ぎると、その権利がなくなります。
早めの連絡および請求をお願いします。

5年間

●提出書類の費用負担

○保険金などの請求の際には「**戸籍抄(謄)本**」、「**住民票**」などお客さまが提出する書類があります。これらの**書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります**。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

○お客さまが提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。
確認の際には、ご協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から保険金などを請求した方に通知します。

●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、**診断書取得費用相当額として、以下の金額を支払います。**
入院・手術証明書(診断書) 1枚につき一律6,000円
障害診断書兼入院・手術証明書 1枚につき一律10,000円
(注)当社所定の要件を満たしていることが必要です。

●被保険者が死亡したときのお願い

○被保険者が死亡したときは、担当者か、当社の支店、最寄りの郵便局、またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)に速やかにお知らせください。

保険金受取人(=被保険者)またはご契約者が保険金の請求などをできない「当社所定の事情」がある場合、ご本人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金の請求などをできる制度です。

【指定代理請求ができる例】 ※当社が認めた場合に限りです。

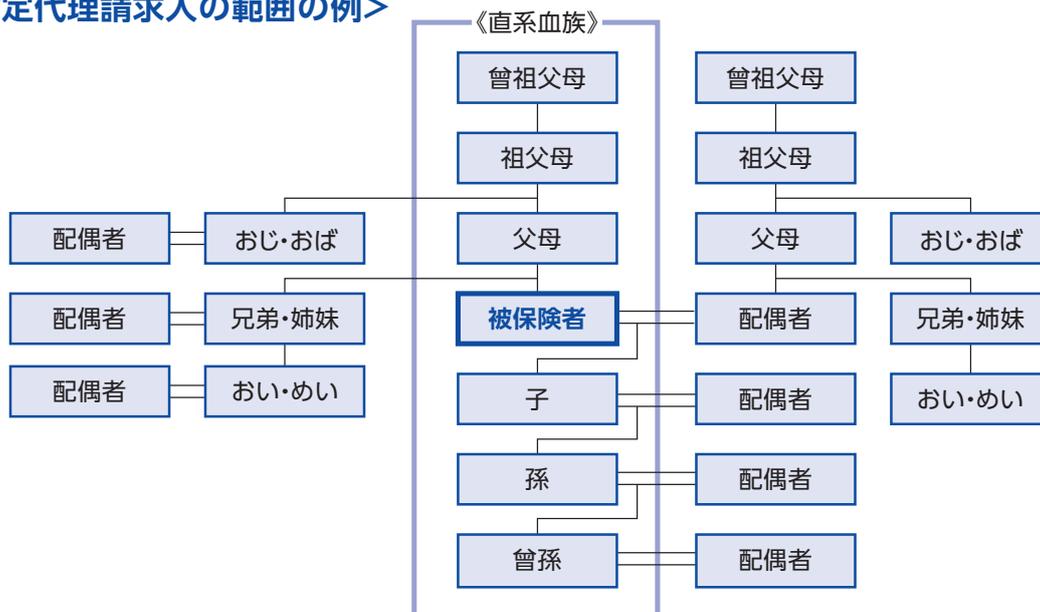
- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
 - がんの告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき
- ご契約者は、あらかじめ次の範囲内(◆)で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
 - 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
 - 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。



【指定代理請求人として指定できる範囲】

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
(例えば、祖父母、父母、子、孫など)
- 被保険者の3親等内の親族
(例えば、兄弟姉妹、子の配偶者、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めいなど)
- 被保険者のために保険金などを請求すべき相当な関係があると当社が認めた方
(住民票で内縁関係にある事実が確認できる方)

<指定代理請求人の範囲の例>



【指定代理請求制度において利用できる保険金の請求など】

基本契約	保険金の請求などの例
財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	満期保険金 重度障がいの通知 重度障がいによる保険金(※1) 重度障がいによる返戻金(※1)
財形終身年金保険	年金

(※1)被保険者が受け取る場合に限ります。



- 保険金などの請求の際、指定代理請求人の範囲内にあることを証明できる書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)を提出してください(※2)。

(※2)婚姻関係、内縁関係または養子縁組の証明に、有効期限がない書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)を使用する場合は、6カ月以内に発行されたものに限ります。

- 指定代理請求人からの請求により保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。

- 指定代理請求人からの請求により保険金などを支払った後に、被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- 指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はできません。

2 基本契約の保障内容

1 財形積立貯蓄保険(新財形商品)



保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人 ※⑤
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	ご契約者 (満期保険金受取人)
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」※①(例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「当社所定の感染症」※②(例えば、コレラ)により死亡したとき	基準保険金額 ×2	死亡保険金受取人
死亡返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、上記の死亡保険金の支払事由以外で死亡したとき	普通保険約款「別表2」に定める額	
重度障がいによる保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」(例えば、交通事故)により「重度障がいの状態」※③(例えば、両目が失明したなど)になり、その事故の日から180日以内に、ご契約者からその旨の通知があったとき※④ ②「当社所定の感染症」(例えば、コレラ)により「重度障がいの状態」になり、ご契約者からその旨の通知があったとき※④	基準保険金額 ×2	
重度障がいによる返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、「重度障がいの状態」になった場合で、上記の重度障がいによる保険金の支払事由以外するとき※④	普通保険約款「別表2」に定める額	

■ 約款参照……………財形積立貯蓄保険普通保険約款

しおり24P参照…「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

※① 約款参照……………財形積立約款「第2条」

※② 約款参照……………財形積立約款「別表1」

※③ 約款参照……………財形積立約款「別表3」

※④……………「重度障がいによる保険金」または「重度障がいによる返戻金」の支払いをしたときは、契約は消滅します。

※⑤ 約款参照……………保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。財形積立約款「第20条」をご覧ください。

保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人 ※⑤
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	ご契約者 (満期保険金受取人)
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」※①(例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「当社所定の感染症」※②(例えば、コレラ)により死亡したとき	基準保険金額 ×2	死亡保険金受取人
死亡返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、上記の死亡保険金の支払事由以外で死亡したとき	普通保険約款「別表2」に定める額	
重度障がいによる保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」(例えば、交通事故)により「重度障がいの状態」※③(例えば、両目が失明したなど)になり、その事故の日から180日以内に、ご契約者からその旨の通知があったとき※④ ②「当社所定の感染症」(例えば、コレラ)により「重度障がいの状態」になり、ご契約者からその旨の通知があったとき※④	基準保険金額 ×2	
重度障がいによる返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、「重度障がいの状態」になった場合で、上記の重度障がいによる保険金の支払事由以外するとき※④	普通保険約款「別表2」に定める額	

- 「満期保険金」は、財形法および財形法施行令に規定する方法により「住宅の取得等」の資金に充てることを要します。
- 契約日を含めて5年を経過後、保険期間の満了前に「住宅の取得等」の資金に充てるため、満期保険金の請求があったときは、その日の前日を「保険期間の満了の日」として、満期保険金を支払います※⑥。

■ 約款参照……………財形住宅貯蓄保険普通保険約款

しおり24P参照…「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

※① 約款参照……………財形住宅約款「第2条」

※② 約款参照……………財形住宅約款「別表1」

※③ 約款参照……………財形住宅約款「別表3」

※④……………「重度障がいによる保険金」または「重度障がいによる返戻金」の支払いをしたときは、契約は消滅します。

※⑤ 約款参照……………保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。財形住宅約款「第20条」をご覧ください。

※⑥ 約款参照……………財形住宅約款「第23条」

3 財形終身年金保険(新財形商品)



(1)年金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者(年金受取人)が ①年金支払事由発生日 ②年ごとの年金支払事由発生日に生存しているとき	基本年金額 *①	年金受取人 (=被保険者)
継続年金	年金支払事由発生日以後、保証期間内に、被保険者(年金受取人)が死亡した場合で、その死亡した日の翌日以後、保証期間内に、年ごとの年金支払事由発生日が到来したとき		年金継続受取人

【お願い】

- 継続年金を受け取る場合で、年金継続受取人が複数人いるときは「代表者1名」を決めてください。代表者の方に継続年金を支払います。

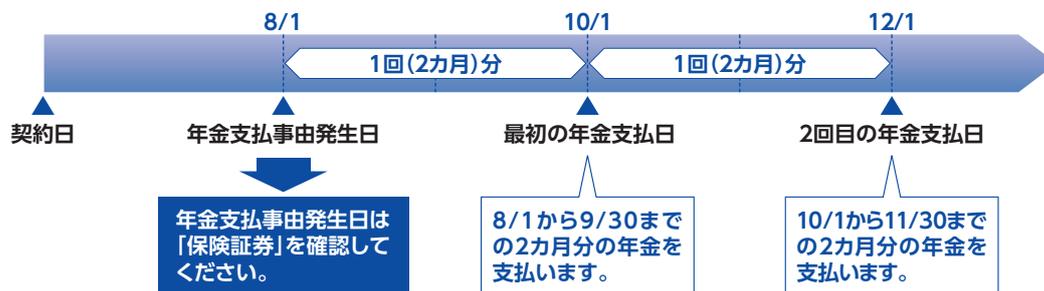
(2)年金の支払方法 *②

- 年金の支払方法は「年6回払い」です。

基本年金額 *① を6回に分割し、「2カ月ごと」に1回分を支払います。

※契約者配当金による積増年金がある場合は、基本年金額と合わせて支払います *③。

●年金の支払方法の例



■約款参照……………財形終身年金保険普通保険約款

しおり24P参照……………「保険金などを支払できない場合」をご参照ください。

*①……………保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

*②約款参照……………財形終身年金約款「第4条」

*③しおり31P参照……………「契約者配当金」

(3) 年金の受取方法

- 年金を受け取るには、次の方法があります。
 - ①指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から受け取る方法
 - ②当社の支店または郵便局で受け取る方法

(4) 年金の上乗支払※①

- 年金支払事由発生日以後、「被保険者」または「被保険者の配偶者」が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人の請求により保証期間内の一定期間にわたり、もとの年金額に一定額を上乗せして支払います。

- ①責任開始時以後に「**重度障がいの状態**」※②となり、請求時においてその状態が継続しているとき
- ②6カ月以上の期間にわたり「**療養を要する状態**」※①となり、請求時においてその状態が継続しているとき

- なお、年金の上乗支払をした場合は、年金上乗期間の満了の日の翌日から保証期間の満了の日までの期間については、その間の年金を支払いません。
- 年金の上乗支払をする場合、お受け取りいただく年金総額は、年金支払期間中に通常お受け取りいただく年金総額(上乗支払をしない場合の年金総額)より少額となります。

【年金の上乗支払ができないとき】

- ①年金支払事由発生日から年金上乗期間の満了の日までが5年未満のとき
- ②上乗年金の支払回数が1回限りのとき
- ③すでに上乗年金の支払請求をしたものであるとき

※①約款参照…財形終身年金約款「第5条」

※②約款参照…財形終身年金約款「別表1」

3 保険金などを支払いできない場合

次の場合には、保険金などの支払いはできません。

1 重大事由による解除の場合

- 「重大事由」※①とは、次のものをいいます。

【重大事由】

- ①ご契約者または保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②保険金や年金の請求について、保険金または年金の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③ご契約者、保険金受取人または年金受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
(※1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(※2) 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ④その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- 上記の「重大事由」に該当し、当社が基本契約を解除した場合は、保険金や年金の支払いはできません。ただし、上記③にのみ当てはまる場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが反社会的勢力に該当した場合に限り、保険金のうち、その該当した保険金受取人に対して支払うこととなっていた保険金を除いた額を、反社会的勢力に該当しない他の受取人に支払います。
- 当社は、すでに保険金や年金の支払いをしたときは、その返還を請求することがあります。

※①約款参照…財形積立約款・財形住宅約款「第12条」、財形終身年金約款「第16条」

2 詐欺による取り消し、または不法取得の目的による無効の場合

- 「詐欺」※①または「不法取得の目的」※①により基本契約を成立させた場合は、その契約は取り消しまたは無効となることがありますので、保険金などの支払いはできません。この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

3 保険料の払い込みがなく、基本契約が「失効」した場合

- 保険料の払い込みがなかったため、基本契約が効力を失った（失効※②した）ときは、その失効後は保障がないため、保険金などの支払いはできません。

4 加入限度額超過による解除の場合

- 払込保険料の総額や年金額が「加入限度額を超える」ため、当社がその加入限度額を超えた基本契約を解除したときは、その解除後は保障がないため、保険金などの支払いはできません※③。

5 「保険金の支払事由」に該当しない場合

- 普通保険約款に定める「保険金の支払事由」に該当しない場合は、「保険金の支払い」はできません※④。

(1) 「保障（責任）の開始時」※⑤ 前の病気やケガを原因とするとき

- 「重度障がいによる保険金の支払い」または「重度障がいによる返戻金の支払い」は、その原因となる病気またはケガが基本契約の保障（責任）の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。

したがって、保障（責任）の開始時にすでに発生していた病気やケガを原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」や「重度障がいによる返戻金の支払い」はできません。

- ただし、保障（責任）の開始時前にかかっていた病気であっても、以下のときには、保障（責任）の開始時以後にかかった病気とみなします※⑥。

○その病気に関して、保障（責任）の開始時前に、次のアおよびイを満たすとき（ご契約者または被保険者がその病気による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。）

ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(2) 当社の定める「重度障がいの状態」※⑦に該当しないとき

※①約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款「第14・15条」、財形終身年金約款「第18・19条」

※②しおり28P参照…「保険料の払込猶予期間と契約の失効」

※③しおり6P参照…「加入の制限」

※④しおり27P参照…「保険金を支払いできる事例と支払いできない事例」

※⑤しおり8P参照…「契約の保障（責任）の開始」

※⑥約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款「第4条」

※⑦約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款「別表3」

6 免責事由などに該当する場合

- 保険金の支払事由に該当する場合でも、当社の普通保険約款に定める「免責事由」などに該当する場合は、保険金の支払いはできません。免責事由などは、次のとおりです。

保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

免責事由	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険		
	死亡保険金	重度障がいによる保険金	重度障がいによる返戻金
被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失	○	①	①
被保険者の犯罪行為	○		
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○		
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○		
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○		
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○		
地震、噴火または津波(※)	○		
戦争その他の変乱(※)	○	○	

①「被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読み替えます。

(※) 支払事由に該当する被保険者の数によっては、保険金を全額または削減して支払うときがあります。

4 保険金を支払うことができる事例と支払うことができない事例

- 保険金を支払うことができる場合、または支払うことができない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。
- 契約の保険種類・加入時期によっては、取り扱いが異なる場合があります。

▶ 事例

重度障がいの回復の見込みがある場合(重度障がいによる保険金)



○ 支払えます。

「不慮の事故」でのケガで、両目の損傷により失明した(医師に障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないと診断された)場合

約款に定める「重度障がいの状態」(両目の失明)が固定し、かつ、回復の見込みがないため、重度障がいによる保険金を支払います。

× 支払えません。

網膜剥離により、両目の矯正視力が0.02以下となったものの、医師に回復の見込みがあると診断され、現在治療中である場合

約款に定める「重度障がいの状態」に該当しますが、両目の視力に回復の見込みがあるため、重度障がいによる保険金は支払えません。

解説

- 重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった「会社所定の感染症」または受けた「偶発的な外来の事故」によるケガを原因として、約款に定める「重度障がいの状態」*①が回復する見込みがない場合に支払うものであり、回復する見込みがある場合には支払えません。
- 約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。